

広報119

2007春号 vol.3

地域の防災はみんなの力で!



伝えよう!
カスリン・アイオン台風60年
忘れまい!先人達の努力と勇気

今年は、カスリン台風から60年です。

災害は忘れずにやって来ます。日頃から災害への備えを忘れずに!

今後の行事予定

5月1日
～31日
水防月間

6月2日
一関市水防訓練

6月3日
～9日
危険物安全週間
標語『危険物
目指せ無事故の
MVP』

6月11日
～12日
第1回危険物取扱者試験
準備講習会
(ダイヤモンドパレス)

6月21日
～22日
甲種防火管理者講習会
(ダイヤモンドパレス)

6月30日
第1回危険物取扱者試験

7月1日
国民安全の日

7月27日
～28日
避難所生活体験
(サバイバルキャンプ)

9月1日
防災の日

9月2日
岩手県防災訓練 (遠野市)

9月2日
消防設備士試験

10月18日
～19日
北海道・東北ブロック緊急
消防援助隊合同訓練
(一関市総合体育館及び周辺)

一関市消防本部

URL <http://www.fdr.jp/>

一 関市内の災害時等の対策に関する計画が定められました。

- 一関市地域防災計画
- 災害時要援護者避難支援計画
- 一関市国民保護計画

これらの計画の概要についてお知らせいたします。

○ 一関市地域防災計画

一関市地域防災計画が岩手県知事との協議が終了し、4月1日から施行されました。地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、災害の予防と災害時の対策について市と防災機関が連携して実施すべき総合的な対策の大綱を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として一関市防災会議で作成するものですが、岩手県の地域防災計画との整合を図る必要があるため岩手県知事との協議が必要となっております。

この計画は、これまで別に定めていた水防計画を編入し、市の災害対策に関する計画を一つにまとめたことが特徴となっております。

一関市地域防災計画は、「本編」、「震災対策編」、「水防計画編」、「資料編」の4編構成となっております。

「本編」、「震災対策編」は、
第1章 総則
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 災害復旧・復興計画の4章編成となっております。

特に、震災対策編については、一関市が「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「地震防災対策推進地域」に指定されたため、地震対策に特に必要な推進事項等について定めています。



水防計画編の「一関市水防計画」は、水防法に基づいて

水防管理団体が定めるもので、水防隊員の活動など水害時の体制について定めています。

今後はこの地域防災計画に基づき全市民が一丸となって災害に対応していく事となります。

○ 災害時要援護者の避難支援計画

平成18年3月に国から「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が示されたことに伴い、市では災害時、特に配慮しなければならぬ高齢者や障害のある方々などの災害時要援護者に対し避難支援を実施するため「災害時要援護者の避難支援計画」を平成18年12月1日に定めました。

「災害時要援護者の避難支援計画」は、地域防災計画の一部として位置付けられており、災害時要援護者の被害を最小限度に止めることを目的に平常時、災害時における対応について定めています。

実質的な対応は、「災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」や「災害時要援護者避難支援連絡会議」を通じて行われますが、災害時要援護者として市に登録していたら支援を受けることとなります。

登録についての詳しいことは、本庁、各支所の福祉担当課等にお問い合わせ下さい。



○ 一関市国民保護計画

平成16年9月に「国民保護法」（正式名称：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が施行されました。この法律は、外国からの武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため、国や都道府県、市町村の役割や被害発生から避難や救援、災害復旧までの措置について定められております。

市では、「一関市国民保護計画」の素案を示し、一関市国民保護協議会への諮問とともにパブリックコメントを実施し、岩手県知事との協議を経て、平成19年2月2日に一関市国民保護計画を定め、3月に議会へ報告し、また市民に公表いたしました。

この計画は、「第1編総則」、「第2編平時における備え」、「第3編武力攻撃事態等への

対処」、「第4編復旧」の4編構成となっております。

計画の内容は、武力攻撃事態が発生した場合に国が武力攻撃事態の認定と対処方針を決定し、この方針に基づいて国と県が国民の保護に関する措置の指示を行い、市は、この指示に従って「国民保護対策本部」を設置し警報の伝達と住民の避難誘導や救援及び消防、救急、救助活動などの措置を行うこととなっております。詳しくは、一関市のホームページに掲載しているほか、各消防署・分署に備え付けておりますのでご覧下さい。

一関市ホームページアドレス
<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>

○ 緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練が開催されます。

平成19年10月18日・19日の両日にかけて一関市総合体育館周辺を会場に北海道・東北7県の緊急消防援助隊が一堂に集結し、いろいろな災害を想定した実践的な訓練が行われる予定となっていますのでぜひご覧下さい。

**住宅用火災警報器の設置
の義務付けについて**

全国的に住宅火災による死者数が急増しています。

放火自殺者を除く住宅火災の死者数は平成15年以降毎年1000人を超え、平成17年には1220人となりました。

住宅火災による死者の多くは、火災の発生に気付くのが遅れ、逃げ遅れたことが原因です。

増加する住宅火災による死者の低減を図るため、消防法が改正され、平成18年6月1日から新築の住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

なお、既存の住宅について

は平成20年6月1日から適用されますが、命を守るため早期の設置をお勧めします。

○主な設置場所

- 1 寝室（通常寝室として使う部屋）
- 2 階段（寝室が2階以上にある場合）
- 3 廊下など（寝室がない階で7㎡以上の居室が5以上ある階）

※1 3階建て住宅や特別な形態の住宅への設置方法など、ご不明な点については最寄の消防署、分署にお問合せ下さい。

※2 台所への設置義務はありませんが、火を使用する機会の多い台所にも設置をお勧めします。



○住宅用火災警報器の種類

煙を感じて火災の発生を報知する「煙式の火災警報器」を設置してください。

なお、台所に設置する場合は、調理で発生する大量の煙や湯気で警報を発することがありますので煙や湯気がかからない位置に取り付けるか、「熱式の火災警報器」を設置して下さい。

主な火災原因は次のとおりです。

① 暖房器具

- ◇（ストーブ、こたつなど）
- ◇ ストーブを消火せずに給油中、こぼれた灯油に火が着き出火
- ◇ 練炭こたつを使用中に堀ごたつの中に衣類が落ちて出火

② たばこ

- ◇ たばこの火種が落ちた事に気付かず、いたたため、寝具や紙くず等に着火

③ こんろ

- ◇ 揚げ物中にその場を離れ、過熱により鍋の油が発火し周囲に拡大

④ たき火

- ◇ 刈り取った草を焼却していたところ、周囲の落ち葉や枯れ草に燃え広がった。

権限移譲事務について

平成19年4月1日、岩手県から事務の移譲を受け、一関市内における次の事務を消防本部予防課で行っています。

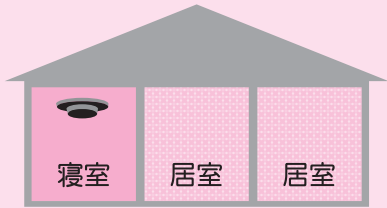
○事務の概要

- ① 液化石油ガスの販売事業者の登録、保安機関の認定、貯蔵施設等の許可、工事等諸届出の受理、報告徴収、検査等（免状、試験等は除く。）
- ② 販売に係るガス用品の表示についての検査等

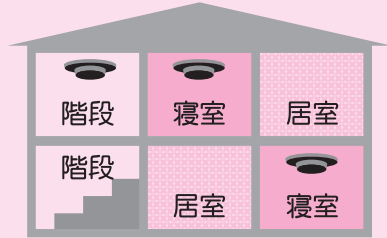
○申請手数料の納付

申請に係る手数料は、申請時に現金で納付して下さい。

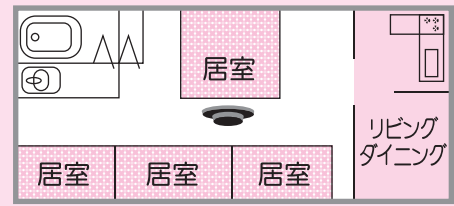
例1



例2



例3



平成18年の火災概況

平成18年の火災件数は60件でした。

内訳は、建物火災が36件、林野火災が10件、車両火災が5件、その他火災が9件となっており、前年と比較し15件減少しました。また、損害額は、2億3872万6千円でした。

平成19年は、5月1日現在で既に39件の火災が発生し、火災により6名の方が亡くなられております。

ちょっとした油断や不注意により、多くの火災が発生しています。火を取り扱う場合は十分に注意しましょう。



子供の命を守るために

県立磐井病院 救急医療科長 片山 貴 晶



今回は異物除去法のお話です。食べ物やおもちゃなどなどの詰まらせてしまった場合、直ちに除去を試みなければ間もなく窒息して意識を失い心臓が止まってしまいます。猶予時間はわずか数分です。乳児や幼児ではさらに短くなります。ですから子供がまだ意識のあるうちは異物を除去することに全力を尽くして下さい。もし周りに救急通報してくれる人がいなければ、自分で救急車を呼んでくれる余裕は全くありません。直ちに異物除去に取りかかって下さい。

ただし決して指などを口に入れて探って取り除こうとしてはいけません。さらに詰まってしまう可能性が高いのです。まだ激しく咳き込んでいたり、声が出ているうちはそのまま本人の努力に任せて下さい。

しかし重篤な徴候つまり弱くて静かな咳、話すことができないうめ、喘鳴（甲高くて騒がしい音あるいはゼーゼー音）、唇が紫に変わっていく、などがあれば異物除去法を実施します。

まずまだ子供に意識がある場合です。大人と違って子供に窒息が起きる場合、ほとんどが両親などの目の前で食べている、あるいは遊んでいる間に発生することが多く、窒息が起きた場合は目撃されており、ほとんどの場合が子供にまだ意識がある状態です。気道異物による窒息が疑われる場合は、直ちに救急通報をするよう誰かに依頼し、あなたは直ちに以下の方法を試み

て下さい。

あなたが一人だけの場合は、救急通報する前に試みて下さい。乳児では、背部叩打法（あなたの腕に乳児をうつ伏せにし、体より頭が低い状態で保持します。そして手のひらの手首に近い部分を使って乳児の肩甲骨の背中の中央を叩きます）のみを行って下さい。

幼児（高年齢者まで同じです）では、背部叩打法（肩甲骨の間の背中の中央を叩きます）と腹部突き上げ法（幼児の後ろに立つかあるいは膝立ちし、腕を直接幼児の脇の下に入れ幼児の胸部に回します、そして片方のこぶしの平らな親指側を、へそのやや上でかつみぞおちより下の腹部の真ん中に置きます。さらに他方の手でこぶしを握り鋭く内側で上向き方向に突き上げます）を併用します。その回数や順序は問いません。異物が取れるか子供の反応がなくなるまで続けて下さい。

反応がなくなつた場合や発見したときにすでに反応がなかった場合は、まず通常の心肺蘇生法（胸骨圧迫30回に対して息の吹き込み2回）を行います。約2分間の心肺蘇生法を行った時点で、救急通報

がまだ（救助者があなた一人の場合）行われていなければ、その時点で救急通報して下さい。

口を開けたときに異物が簡単に動くような状態であれば取り除いても構いません。もし異物が取り除かれて元気になつたとしても、のどや腹部の検査が必要ですので必ず病院に連れてきて下さい。

今回はタバコを食べてしまったら、洗剤や灯油を飲んでしまったらなど子供にとっては毒物を誤って摂取してしまった場合の対処法のお話です。

救急救命士の薬剤投与

一関市消防本部では、救急救命士の拡大により医師の指示のもとに、3名の有資格救急救命士によってアドレナリンの薬剤投与を行っています。

アドレナリンは、強心剤の働きがあり、心肺蘇生に効果があります。しかし、その場に居た人による救命処置とのバトンタッチが重要となりますので協力をお願いします。

救急救命士のコラム

一関北消防署では保健センターと共催で、9ヶ月児健診時、保護者を対象に乳幼児が咽喉に物を詰まらせた時の除去方法や心肺蘇生法を指導しています。

乳幼児の救急搬送件数は全体の約4%とさほど多くはありませんが、中には悲惨な現場も何件か経験しました。子供が昼寝をしたので目を離し、発見した時には既に顔に生気は無く、心肺停止状態になっているという「乳幼児突然死症候群」というものでした。

当然訪れた子供の死に直面した両親家族の悲しみは言葉を絶する状況だったと思います。

少子高齢化とか核家族化と言われて久しい昨今、無限の可能性を秘めた幼い尊い命が失われることほど残念なことはありません。

乳幼児の保護者を対象とした救急講習は今後も継続します。「どうか健康で無事育つてくれ」と祈りながら……。

一関北消防署救急係長

菅原 実